

上田市認知症施策推進計画（案）の概要

1.計画策定の趣旨

急速に高齢化が進む中で、「認知症」は誰もがなり得る身近なものとなっています。
こうした状況の中、認知症基本法（共生社会の実現を推進するための認知症基本法）の施行（令和 5 年 4 月）受け、地域全体で認知症の人と家族を支援する体制の構築が求められています。
上田市では、令和 7 年 7 月 1 日に「認知症とともに生きるまち・うえだ希望都市」を宣言し、共生社会の実現に向けた取り組みを進めています。
市民一人ひとりが認知症を正しく理解し、自分ごととして捉え、認知症であっても希望をもって自分らしく暮らすことができるという考え方（「新しい認知症観」）の普及・啓発や予防事業の取組を計画的に推進するため、「上田市認知症施策推進計画」を策定します。

2.策定根拠及び位置付け

認知症基本法第 13 条第 1 項 ※趣旨抜粋

「市町村は、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない。」

本計画は、認知症基本法に基づく市町村認知症施策推進計画として位置付け、認知症になっても誰もが尊厳をもち、自分らしく暮らし続けられるまちの実現を目指す計画です。

3.計画期間

令和 9 年度から 11 年度 （3 年間）

「第 10 期上田市高齢者福祉総合計画」（策定中）の認知症施策に関する部分を、より具体的かつ実効的にするための個別計画として位置付け、3 年ごとに見直すこととします。

4.基本方針（4 つの宣言）

認知症とともに生きるまち・うえだ 希望都市宣言

私たち上田市民一人ひとりは、

- 1 誰もがどんな状態であっても自分の思いを大切にし、希望をもって私らしく歩みます
- 1 認知症の人を正しく理解し、子どもから大人まで立場を越えてつながり、ともに歩みます
- 1 ずくをだし、集い・笑い・よく動き、食に気をつけ誰もが認知症に備えます
- 1 認知症を誰もが自分ごととしてとらえ、互いを尊重し、支え合い、安心して暮らせるまちをともにつくります